



宮 崎 県 公 報

平成25年12月19日 (木曜日) 第 2550 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示	頁
○指定居宅サービス事業者の指定…………… (長寿介護課) 1	
○指定居宅介護支援事業者の指定…………… (“) 1	
○指定介護予防サービス事業者の指定…………… (“) 2	
○指定居宅介護サービス事業の廃止…………… (“) 2	
○指定介護予防サービス事業の廃止…………… (“) 2	
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定…………… (障害福祉課) 3	
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知…………… (自然環境課) 3	
○道路の区域の変更 (2 件) ……………… (道路保全課) 3	
○道路の供用の開始…………… (“) 3	

公 告

○軽油引取税に係る免税証の無効公告…………… (税務課) 4
○地図及び簿冊の認証…………… (農村計画課) 4
選挙管理委員会告示
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 4
○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 4
○宮崎海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 4
海区漁業調整委員会指示
○漁業法に基づく指示…………… 4

告 示

宮崎県告示第 757号

介護保険法 (平成9年法律第 123号) 第41条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

平成25年12月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 險 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地		
4570203192	デイサービスセンター みやこんじょい	宮崎県都城市上水流町 998-2	合資会社ニューライフ	宮崎県都城市五十町1498-11	平成25年10月7日	通所介護
4571900929	デイサービス ひだまりの家	宮崎県東諸県郡国富町本庄5523-2	合同会社グッドケア	宮崎県東諸県郡国富町本庄5523-2	平成25年10月7日	通所介護
4562190019	訪問看護ステーション こぼる	宮崎県東臼杵郡門川町東栄町二丁目2番地1	特定非営利活動法人かどがわ・ざわ会	宮崎県東臼杵郡門川町東栄町二丁目2-1	平成25年10月20日	訪問看護
4570203200	デイサービス リハ処 匠	宮崎県都城市吉尾町6215番地	株式会社ことひら	宮崎県都城市吉尾町6215番地	平成25年10月22日	通所介護
4572001412	デイサービスセンター優	宮崎県児湯郡新富町上富田3807番地	株式会社兒玉	宮崎県児湯郡新富町上富田3805番地	平成25年10月24日	通所介護

宮崎県告示第 758号

介護保険法 (平成9年法律第 123号) 第46条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の指定をした。

平成25年12月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 所		指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 者		指 定 年月日	サ-ビスの 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4572200337	株式会社サン・ル ーム皇寿	宮崎県西臼杵郡高 千穂町三田井3380 番地 1	株式会社サン・ル ーム	宮崎県延岡市平田 町2347番地	平成25年10月27日	居宅介護支援

宮崎県告示第 759号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定に
より、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

平成25年12月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 介 護 予 防 サ-ビス事業所		指 定 介 護 予 防 サ-ビス事業者		指 定 年月日	サ-ビスの 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4570203192	デイサービスセン ター みやこんじ ょい	宮崎県都城市上水 流町 998-2	合資会社ニューラ イフ	宮崎県都城市五十 町1498-11	平成25年10月7日	介護予防通所介 護
4571900929	デイサービス ひ だまりの家	宮崎県東諸県郡国 富町本庄5523-2	合同会社グッドケ ア	宮崎県東諸県郡国 富町本庄5523-2	平成25年10月7日	介護予防通所介 護
4562190019	訪問看護ステーシ ョン こぼる	宮崎県東臼杵郡門 川町東栄町二丁目 2番地 1	特定非営利活動法 人かどがわ・ざわ ざわ会	宮崎県東臼杵郡門 川町東栄町二丁目 2-1	平成25年10月20日	介護予防訪問看 護
4570203200	デイサービス リ ハ処 匠	宮崎県都城市吉尾 町6215番地	株式会社ことひら	宮崎県都城市吉尾 町6215番地	平成25年10月22日	介護予防通所介 護
4572001412	デイサービスセン ター優	宮崎県児湯郡新富 町上富田3807番地	株式会社兒玉	宮崎県児湯郡新富 町上富田3805番地	平成25年10月24日	介護予防通所介 護

宮崎県告示第 760号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定
居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成25年12月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 サ-ビス 事 業 所		指 定 居 宅 サ-ビス 事 業 者		廃 止 年月日	サ-ビスの 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4570201725	早水介護サービス ステーション	宮崎県都城市早水 町23号2番地 3	株式会社ハラグチ	宮崎県都城市早水 町23号2番地 3	平成25年10月31日	訪問介護

宮崎県告示第 761号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5の規定により
、指定介護予防サービス事業の廃止について次のとおり届出があっ

た。

平成25年12月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 介 護 予 防 サ-ビス事業所		指 定 介 護 予 防 サ-ビス事業者		廃 止 年月日	サ-ビスの 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4570201725	早水介護サービス ステーション	宮崎県都城市早水 町23号2番地 3	株式会社ハラグチ	宮崎県都城市早水 町23号2番地 3	平成25年10月31日	介護予防訪問介 護

宮崎県告示第 762号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第 1 項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

平成25年12月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

医師の氏名	従事する医療機関		診療科目	指定年月日
	名 称	所在地		
大 澤 由 紀	医療法人社 団杉杏会 杉本病院	延岡市	内科・リ ハビリテ ーション 科	平成25年12 月 1 日
浦 美 里	医療法人社 団聖山会 川南病院	川南町	外科	平成25年12 月 1 日
草 間 龍 一	平田東九州 病院	延岡市	小児科・ 内科	平成25年12 月 1 日

宮崎県告示第 763号

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の 3 において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年12月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 宮崎市高岡町浦之名字茶屋原5101- 1
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び中部農林振興局並びに宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 764号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成25年12月19日から平成26年 1 月 6 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年12月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
39	県道	西都南 郷線	東臼杵郡美 郷町南郷区 上渡川字荒 木谷2971番 1 地先から 同郡同町同 区上渡川同 字2970番 3 地先まで	旧	4.6 ～ 5.8	31.9
				新	12.2～ 15.5	31.9

宮崎県告示第 765号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成25年12月19日から平成26年 1 月 6 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年12月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
39	県道	西都南 郷線	東臼杵郡美 郷町南郷区 上渡川字荒 木谷2970番 3 地先から 同郡同町同 区上渡川同 字2965番 2 地先まで	旧	4.1 ～ 10.5	181.5
				新	10.6～ 15.0	181.5

宮崎県告示第 766号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成25年12月19日から平成26年 1 月 6 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年12月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
39	県道	西都南 郷線	東臼杵郡美 郷町南郷区 上渡川字荒 木谷2970番 3 地先から 同郡同町同	平成25年12月19日

区上渡川同
字2965番 2
地先まで

公 告

宮崎県税条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第3号）第76条第1項の規定により次の軽油引取税に係る免税証を紛失した旨の届出があったので、当該免税証は無効とする。

平成25年12月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 免税証の種類
100ℓ券2枚
- 2 用途
漁船以外の船舶
- 3 記号及び番号
100ℓ券G 2301504、G 2301505
- 4 有効期間
平成25年7月5日から平成26年1月4日まで
- 5 免税証に記載した販売店の名称
坂元石油
- 6 紛失年月日
平成25年11月20日

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成25年12月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
東臼杵郡美郷町
- 2 地籍調査を行った期間
平成23年6月1日から平成25年3月18日
- 3 地籍調査を行った地域
東臼杵郡美郷町南郷区神門の一部
- 4 認証年月日
平成25年12月11日

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第63号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成25年12月2日現在次のとおりである。

平成25年12月19日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,528人
 選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 215,800人

宮崎県選挙管理委員会告示第64号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成25年12月2日現在次のとおりである。

平成25年12月19日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

宮崎市選挙区	108,385人
都城市選挙区	45,835人
延岡市選挙区	35,535人
日南市選挙区	15,885人
小林市（西諸県郡高原町の区域を含む。）選挙区	16,159人
日向市選挙区	17,111人
串間市選挙区	5,726人
西都市（児湯郡西米良村の区域を含む。）選挙区	9,310人
えびの市選挙区	6,024人
北諸県郡選挙区	6,692人
東諸県郡選挙区	7,821人
児湯郡（西米良村の区域を除く。）選挙区	19,807人
東臼杵郡選挙区	8,322人
西臼杵郡選挙区	6,191人

宮崎県選挙管理委員会告示第65号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第2項に規定する宮崎海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、平成25年12月5日現在次のとおりである。

平成25年12月19日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

選挙権を有する者の総数の3分の1の数 1,715人

海区漁業調整委員会指示

宮崎海区漁業調整委員会指示第104号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、次のとおり指示する。

なお、この宮崎海区漁業調整委員会指示は、平成28年12月31日をもって効力を失う。

平成25年12月19日

宮崎海区漁業調整委員会会長 村 田 壽

宮崎県児湯郡川南町及び高鍋町地先海面において、次のとおりまき餌の使用を禁止する。

- 1 禁止区域

児湯郡都農町・川南町界陸岸から 117度の線と、児湯郡高鍋町
・新富町界陸岸から 117度の線とによって囲まれた海域。ただし
、児湯郡高鍋町・新富町界陸岸から 117度の線と児湯郡高鍋町大
字北高鍋3485番地の日本電信電話株式会社の鉄塔と、高鍋町大字
上江字飯長寺の金比羅山頂を見通す線とによって囲まれた水深30
メートル以浅の海域は除く。

2 禁止期間

平成26年1月1日から平成28年12月31日まで

--	--